

職員の育児休業等に関する規程一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則第 3 条に規定する定年前再雇用短時間勤務職員</u> (以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(育児休業の期間等)</p> <p>第 4 条 期間の定めのない職員、任期付研究員、任期付職員、<u>再雇用職員等及び定年前再雇用短時間勤務職員</u>の育児休業は、当該職員の 3 歳に満たない子を養育するため、当該子が 3 歳に達する日までとする。ただし、当該子について、既に 2 回の育児休業 (当該子の出生の日から 57 日間以内に、職員 (当該期間内に労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) 第 65 条第 2 項の規定により勤務しなかった職員を除く。)) が、当該子についてした育児休業のうち最初のもの及び 2 回目ものを除く。) をしたことがあるときは、次条で規定する特別の事情がある場合を除き、この限りでない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第 5 条～第 21 条 (略)</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して 1 年を経過しない場合に育児短時間勤務をする場合の届出)</p> <p>第 21 条 前条第 5 号の規定により育児短時間勤務をしている職員は、<u>第 23 条第 1 項の規定により育児短時間勤務の承認を請求する際に育児休業等計画書を理事長に届け出るものとする。</u></p> <p>第 22 条～第 27 条 (略)</p> <p>(育児短時間勤務をしている職員についての給与規程の特例)</p>	<p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(育児休業の期間等)</p> <p>第 4 条 期間の定めのない職員、任期付研究員、任期付職員<u>及び再雇用職員等</u>の育児休業は、当該職員の 3 歳に満たない子を養育するため、当該子が 3 歳に達する日までとする。ただし、当該子について、既に 2 回の育児休業 (当該子の出生の日から 57 日間以内に、職員 (当該期間内に労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) 第 65 条第 2 項の規定により勤務しなかった職員を除く。)) が、当該子についてした育児休業のうち最初のもの及び 2 回目ものを除く。) をしたことがあるときは、次条で規定する特別の事情がある場合を除き、この限りでない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第 5 条～第 21 条 (略)</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して 1 年を経過しない場合に育児短時間勤務をする場合の届出)</p> <p>第 21 条 前条第 5 号の規定により育児短時間勤務をしている職員は、<u>第 22 条第 1 項の規定により育児短時間勤務の承認を請求する際に育児休業等計画書を理事長に届け出るものとする。</u></p> <p>第 22 条～第 27 条 (略)</p> <p>(育児短時間勤務をしている職員についての給与規程の特例)</p>	<p>・規程の対象に定年前再雇用短時間勤務職員を追加する。</p> <p>・定年前再雇用短時間勤務職員を追加</p> <p>・引用条文の修正</p>

新			旧			改正理由等
第28条 育児短時間勤務をしている職員についての給与規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第28条 育児短時間勤務をしている職員についての給与規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			<ul style="list-style-type: none"> ・引用条文の修正 ・引用条文の修正 ・引用条文の修正 ・定年前再雇用短時間勤務職員の追加
第2条第6項	就業規則第45条	地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程第31条第5項及び第6項	第2条第6項	就業規則第45条	地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程第30条第5項及び第6項	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
第20条第2項	とする	とする。ただし地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程第19条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員が、第1項に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、時間外勤務手当等基礎額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする	第20条第2項	とする	とする。ただし地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程第18条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員が、第1項に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、時間外勤務手当等基礎額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
第21条第1項	就業規則第46条	地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程第31条第8項	第21条第1項	就業規則第46条	地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程第30条第8項	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(任期付研究員、任期付職員及び再雇用職員等についての規程の特例) 第29条 育児短時間勤務をしている任期付研究員、任期付職員、再雇用職員等及び定年前再雇用短時間勤務職員についての、地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付研究員に関する就業規則、地方独立行政法人神			(任期付研究員、任期付職員及び再雇用職員等についての規程の特例) 第29条 育児短時間勤務をしている任期付研究員、任期付職員及び再雇用職員等についての、地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付研究員に関する就業規則、地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に			

新			旧			改正理由等
<p>奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則、<u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則</u>の適用については、次の表の左欄に掲げる同規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>関する就業規則及び<u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則</u>の適用については、次の表の左欄に掲げる同規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>・ 文言の整理</p>
地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付研究員に関する就業規則第7条第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする	地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付研究員に関する就業規則第7条第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率（その者の1週間当たりの勤務時間を就業規則第44条第1項に規定する勤務時間で除して得た数）を乗じて得た額とする	
地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付研究員に関する就業規則第7条第4項	相当する額	相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額	地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付研究員に関する就業規則第7条第4項	相当する額	相当する額にそれぞれ算出率（その者の1週間当たりの勤務時間を就業規則第44条第1項に規定する勤務時間で除して得た数）を乗じて得た額	
地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則第10条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額	地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則第10条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率（その者の1週間当たりの勤務時間を就業規則第44条第1項に規定する勤務時間で除して得た数）を乗じて得た額	
地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則第10条第3項	相当する額	相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額	地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則第10条第3項	相当する額	相当する額にそれぞれ算出率（その者の1週間当たりの勤務時間を就業規則第44条第1項に規定する勤務時間で除して得た数）を乗じて得た額	
地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則第9条第1項	とする	に算出率を乗じて得た額とする	地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則第9条第1項	とする	に算出率（その者の1週間当たりの勤務時間を就業規則第44条第1項に規定する勤務時間で除して得た数）を乗じて得た額とする	

新		旧					改正理由等																																																																		
第30条 (略) 第31条 (略) 2 (略) 3 就業規則第44条第5項(ただし書を除く。)の規定は、前項ただし書の規定により勤務時間の割振りについて理事長が別に定める場合に準用する。この場合において、同項中「所属長」とあるのは「理事長」と、「前項」とあるのは「地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程第31条第2項ただし書」と、「定める場合には」とあるのは「別に定める場合には」と読み替えるものとする。 4～14 (略) 15 育児短時間勤務職員等の療養休暇、生理休暇、忌引休暇、 <u>ボランティア</u> 休暇、子の看護休暇、介護休暇及び特別休暇については、期間の定めのない職員の例による。 16 育児短時間勤務職員等の慶弔休暇及び夏季休暇については、期間の定めのない職員の例による。ただし、これらの休暇の日数は、次の表の1週間の勤務日の日数(週以外の期間によって勤務日が定められている育児短時間勤務職員等にあつては、同表の1年間の勤務日の日数)の区分に応じて定める日数の範囲内とする。		第30条 (略) 第31条 (略) 2 (略) 3 就業規則第44条第5項(ただし書を除く。)の規定は、前項ただし書の規定により勤務時間の割振りについて理事長が別に定める場合に準用する。この場合において、同項中「所属長」とあるのは「理事長」と、「前項」とあるのは「地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程第30条第2項ただし書」と、「定める場合には」とあるのは「別に定める場合には」と読み替えるものとする。 4～14 (略) 15 育児短時間勤務職員等の療養休暇、生理休暇、忌引休暇及び特別休暇については、期間の定めのない職員の例による。 16 育児短時間勤務職員等の慶弔休暇、 <u>ボランティア</u> 休暇及び夏季休暇については、期間の定めのない職員の例による。ただし、これらの休暇の日数は、次の表の1週間の勤務日の日数(週以外の期間によって勤務日が定められている育児短時間勤務職員等にあつては、同表の1年間の勤務日の日数)の区分に応じて定める日数の範囲内とする。					<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア休暇を勤務時間と関係なく期間の定めのない職員と同じ日数付与するための改正 ・子の看護休暇および介護休暇を全て有給休暇で付与するための改正 																																																																		
<table border="1"> <tr> <td>1週間の勤務日の日数</td> <td>5日以上</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>1年間の勤務日の日数</td> <td>217日以上</td> <td>169日から 216日まで</td> <td>121日から 168日まで</td> <td>73日から 120日まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">慶弔休暇</td> <td>職員の婚姻の場合</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>職員の父母の祭日の場合</td> <td>1日</td> <td>1日</td> <td>1日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">夏季休暇</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> </tr> </table>		1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日		1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	慶弔休暇	職員の婚姻の場合	5日	4日	3日	2日	職員の父母の祭日の場合	1日	1日	1日	1日	<u>(削除)</u>		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	夏季休暇		5日	4日	3日	2日	<table border="1"> <tr> <td>1週間の勤務日の日数</td> <td>5日以上</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>1年間の勤務日の日数</td> <td>217日以上</td> <td>169日から 216日まで</td> <td>121日から 168日まで</td> <td>73日から 120日まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">慶弔休暇</td> <td>職員の婚姻の場合</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>職員の父母の祭日の場合</td> <td>1日</td> <td>1日</td> <td>1日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ボランティア休暇</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">夏季休暇</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> </tr> </table>					1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	慶弔休暇	職員の婚姻の場合	5日	4日	3日	2日	職員の父母の祭日の場合	1日	1日	1日	1日	ボランティア休暇		5日	4日	3日	2日	夏季休暇		5日	4日	3日	2日
1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日																																																																					
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで																																																																					
慶弔休暇	職員の婚姻の場合	5日	4日	3日	2日																																																																				
	職員の父母の祭日の場合	1日	1日	1日	1日																																																																				
<u>(削除)</u>		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																																																				
夏季休暇		5日	4日	3日	2日																																																																				
1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日																																																																					
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで																																																																					
慶弔休暇	職員の婚姻の場合	5日	4日	3日	2日																																																																				
	職員の父母の祭日の場合	1日	1日	1日	1日																																																																				
ボランティア休暇		5日	4日	3日	2日																																																																				
夏季休暇		5日	4日	3日	2日																																																																				
17 (略) (削除)		17 (略) 18 <u>育児短時間勤務職員等の子の看護休暇及び介護休暇については、期間の定めのない職員の例による。ただし、子の看護休暇及び介護休暇は有</u>					<ul style="list-style-type: none"> ・第31条第15項改正に伴う改正 																																																																		

新	旧	改正理由等
<p>18 (略)</p> <p>19 所属長（地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程第15条第1項に規定する総長等及び同規程第7条第1項に規定する本部の部長をいう。以下同じ。）は、職務のため臨時に必要な場合において、育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は週休日若しくは休日に勤務することを命じなければ業務の運営に著しい支障が生じると認められる場合に限り、当該勤務を命ずることができる。</p> <p>20 (略)</p> <p>21 (略)</p> <p>22 就業規則第49条の規定は、育児短時間勤務職員等の勤務時間の割振り等について準用する。この場合において、同条中「第44条、第45条及び前条」とあるのは「地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程第31条第2項及び第3項、第6項後段並びに第22項」と読み替えるものとする。</p> <p>第32条 (略)</p> <p>（育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務）</p> <p>第33条 理事長は、第24条の規定により育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、理事長がやむを得ない事情があると認めるときは、その事情が継続している期間、当該育児短時間勤務をしていた職員に、引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において常時勤務を要する職を占めたまま勤務をさせることができる。この場合において、第28条から前条までの規定を準用する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第34条～第40条 (略)</p>	<p><u>給休暇又は無給休暇とし、次の表の1週間の勤務日の日数（週以外の期間によって勤務日が定められている育児短時間勤務職員等にあつては、同表の1年間の勤務日の日数）の区分に応じた日数（養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、当該日数に2を乗じて得た日数）とする。</u></p> <p>19 (略)</p> <p>20 所属長（地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程第15条第2項に規定する総長等及び同規程第7条第1項に規定する本部の部長をいう。以下同じ。）は、職務のため臨時に必要な場合において、育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は週休日若しくは休日に勤務することを命じなければ業務の運営に著しい支障が生じると認められる場合に限り、当該勤務を命ずることができる。</p> <p>21 (略)</p> <p>22 (略)</p> <p>23 就業規則第49条の規定は、育児短時間勤務職員等の勤務時間の割振り等について準用する。この場合において、同条中「第44条、第45条及び前条」とあるのは「地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程第30条第2項及び第3項、第6項後段並びに第22項」と読み替えるものとする。</p> <p>第32条 (略)</p> <p>（育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務）</p> <p>第33条 理事長は、第23条の規定により育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、理事長がやむを得ない事情があると認めるときは、その事情が継続している期間、当該育児短時間勤務をしていた職員に、引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において常時勤務を要する職を占めたまま勤務をさせることができる。この場合において、第27条から前条までの規定を準用する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第34条～第40条 (略)</p>	<p>・第31条第18項を削ることに伴う改正</p> <p>・引用条文の修正</p>

新	旧	改正理由等
<p>(時間外勤務及び深夜勤務の制限の対象)</p> <p>第41条 所属長は、次条及び第43条の規定に従い、次の各号に掲げる職員 (以下、本章において「職員」という。)について、時間外勤務及び深夜勤務を制限するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>定年前再雇用短時間勤務職員</u></p> <p>(6) 契約職員、非常勤職員及び短期非常勤職員(地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則第4条第3項に規定する短期非常勤職員をいう。)</p> <p>第42条～第45条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(時間外勤務及び深夜勤務の制限の対象)</p> <p>第41条 所属長は、次条及び第43条の規定に従い、次の各号に掲げる職員 (以下、本章において「職員」という。)について、時間外勤務及び深夜勤務を制限するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(5) 契約職員、非常勤職員及び短期非常勤職員(地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則第4条第3項に規定する短期非常勤職員をいう。)</p> <p>第42条～第45条 (略)</p>	<p>・定年前再雇用短時間勤務職員の追加</p>